

4 株式の分割

(1) 株式の分割の手続

会社は、取締役会決議により株式の分割をする場合には、**現に2以上の種類の株式を発行しているときを除き、取締役会決議により定款を変更し、**会社が発行する株式の総数を、株式の分割の割合に応じて増加することができることとされた(法第218条第2項)。

(2) 株式の分割による変更登記の取扱い

ア 株式の分割による変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、取締役会の議事録を添付しなければならない(商登法第79条第1項)。株式の分割をする場合において、取締役会決議により定款を変更して会社が発行する株式の総数を増加したときの変更登記の申請書についても、同様である。

イ 最終の貸借対照表により会社に現存する分割後の1株当たりの純資産額について、5万円を下ることができない旨の制限が廃止された(旧法第218条第2項の改正)ことから、株式の分割による変更登記の申請書には、商登法第79条第2項の規定は適用されず、最終の貸借対照表の添付は要しないこととなった。また、株券提供公告をしたことを証する書面を添付すべき旨の規定(旧商登法第85条、第90条第5号)が削除された。

(3) 経過措置

ア 法施行前に決議をした株式の分割については、なお従前の例によることとされた(改正法附則第6条)。

イ 法施行前に決議をした株式の分割による変更の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例によることとされた(整備法第42条)。